■第7期(平成30~32年度) 所得段階別保険料率と年間保険料

平成30年第1回定例会議案審查特別委員会資料平成30年3月7日 保健福祉部介護長寿課

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料	月平均
第1段階	• 生活保護被受給者等	基準額 ×0.45	., ., ., ., .,	
	 ・世帯全員が市民税非課税の方で老齢福祉		28,620円	2,385円
	 年金受給者等及び前年の合計所得金額(公		(29,160)	(2,430)
	的年金収入に係る所得を除く)と課税年金		▲ 540	▲ 45
	収入額の合計が80万円以下の方			
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で前年の合	基準額 ×0.75	47.700 M	2075 [
	計所得金額(公的年金収入に係る所得を除		47,700円	3,975円
	く)と課税年金収入額の合計が80万円を		(48,600)	(4,050) ^75
	超え120万円以下の方		\$900	A 75
第3段階	世帯全員が市民税非課税の方(第2段階に	基準額 ×0.75	47,700円	3,975円
	該当しない方)		(48,600)	(4,050)
			▲900	▲ 75
第4段階	世帯に市民税が課税されている方がいる	基準額 ×0.90	57,200円	4,770円
	が、本人は市民税非課税で前年の合計所得		(58,300)	(4,860)
	金額(公的年金収入に係る所得を除く)と		▲ 1,100	490
	課税年金収入額が80万円以下の方			_00
第5段階 第6段階	世帯に市民税が課税されている方がいる	基準額 ×1.00	63,600円	5,300円
	が、本人は市民税非課税の方(第4段階に		(64,800)	(5,400)
	該当しない方)		▲ 1,200	▲100
	本人が市民税課税の方(前年の合計所得金	基準額 ×1.20	76,300円	6,360円
	額が120万円未満の方)		(77,700)	(6,480)
			▲ 1,400	▲ 120
第7段階	本人が市民税課税の方(前年の合計所得金	基準額	82,600円	6,890円
	額が120万円以上200万円未満の方)	×1.30	(84,200)	(7,020)
			▲ 1,600	▲ 130
第8段階	本人が市民税課税の方(前年の合計所得金	基準額 ×1.50	95,400円	7,950円
	額が200万円以上300万円未満の方)		(97,200)	(8,100)
	+ + + + - + - + - + - + - + - +		▲1,800	▲ 150
第9段階	本人が市民税課税の方(前年の合計所得金	基準額 ×1.70	108,100円	9,010円
	額が300万円以上500万円未満の方)		(110,100)	(9,180)
第10段階	+ ** ** ** * * * * * *	基準額 ×1.80	▲ 2,000	▲ 170
	本人が市民税課税の方(前年の合計所得金		114,400円	9,540円
	額が500万円以上1000万円未満の		(116,600)	(9,720)
第11段階	方)		▲ 2,200	▲ 180
	本人が市民税課税の方(前年の合計所得金	基準額 ×2.10	133,500円	11,130円
	額が1000万円以上の方)		(136,000)	(11,340)
			▲ 2,500	▲210

※第1段階は、軽減後の率及び金額。 軽減前 保険料率 0.5、年間保険料 31,800 円、月平均 2,650 円。 差額については、国・県低所得者軽減補助金を充当。